

タイトル	路上荷捌き駐車管理での自動車の法的分類についての一考察
著者	堂柿, 栄輔
引用	北海学園大学工学部研究報告, 33: 49-52
発行日	2006-02-20

路上荷捌き駐車管理での自動車の法的分類についての一考察

堂 柿 栄 輔*

Legal Classification of Loading & Unloading on-Street Parking

Eisuke DOGAKI*

要 旨

路上での駐車管理を考えると、交通目的での駐車規制が必要となる。しかし業務目的、私用目的、配達目的等の交通は、様々な車種により行われるのが一般的である。路上駐車等の交通規制は道路交通法により実行されるが、この道路交通法での車種分類は、原動機の大きさや自動車の物理的形狀、積載量及び乗車人数に基づくものであり、交通目的による分類ではない。同様の車種分類は、道路法及び道路運送車両法でも規定されているが、いずれも交通目的に対応しておらず、従って道路上での駐車管理規制は日常の経済社会活動に対応しにくいものとなっている。本研究は、路上駐車管理でのこのような問題点について、道路法、道路交通法及び道路運送車両法での自動車分類の比較を行い、車種分類の具体的問題を考察することにある。

1. 研究の動機と背景

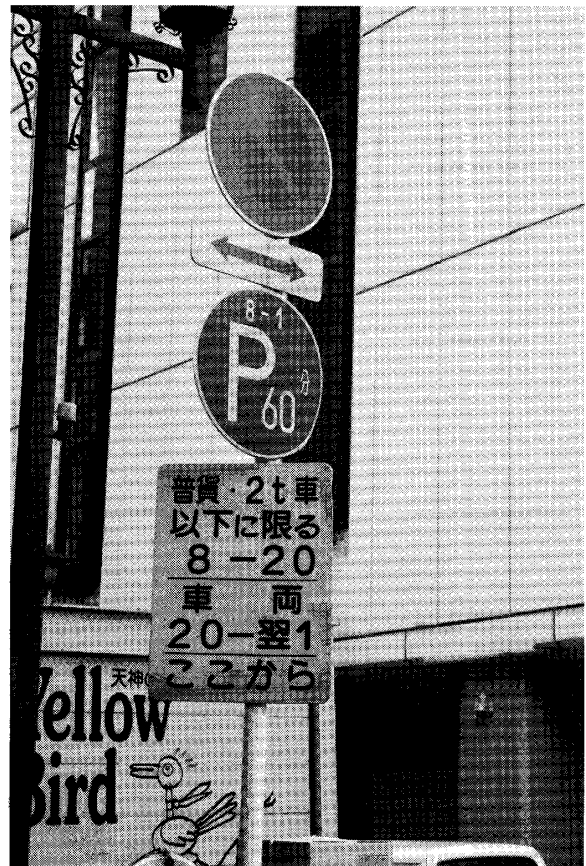
写真-1は、(イ)札幌市中央区と福岡市天神地区(ロ)に設置されている、路上での荷捌き交通に対する貨物専用パーキング・チケットの規制標識及び補助標識である。この規制はパーキング・チケットの利用において車種を限定することを意図しており、その根拠は道路交通法第四条(公安委員会の行う交通規制)にある。路外駐車場への誘導が難しい荷捌き交通の路上駐車対策として、これは有効な規制ではあるが、問題はここで示されている「普貨」なる表現である。常識的には、「普貨」は普通貨物自動車を意味すると考えられるが、正式には「普通乗用自動車以外の普通自動車」であり、この分類基準は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和三十五年十二月十七日総理府・建設省令)に示されている。ただしこの政令

* 北海学園大学工学部社会環境工学科

* Department of Civil and Environmental Engineering, Faculty of Engineering, Hokkai-Gakuen University



(イ) 札幌市中央区



(ロ) 福岡市天神地区

写真—1 パーキング・チケットの道路標識

には普通自動車の定義が示されておらず、例えばドライバーが、ライトバンや乗用車を普貨と主張したとき、その適否は裁判によることになる。

法律とは本来厳格なものであるが、各人で解釈が異なる規制標識は、交通管理者にとって誠に扱いづらいものとなっている。しかし昭和35年に公布された道路交通法は、その第一義の目的が交通安全であり、現在の交通状況下でのより積極的な交通管理を、道路交通法だけに求めるのも無理がある。

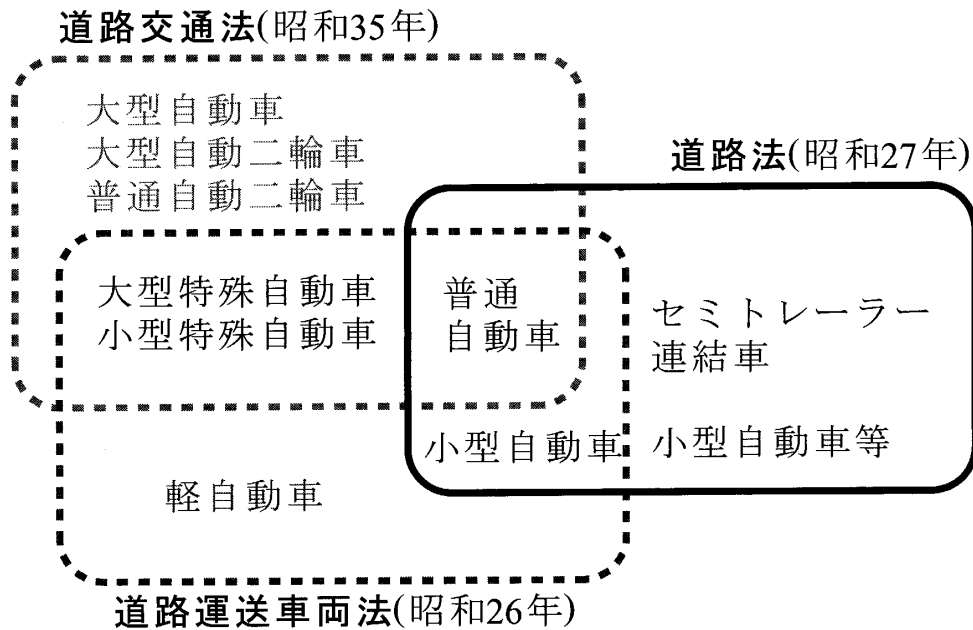
この研究の目的は、以上のような疑問を背景に、道路及び交通、運輸に関わる自動車の分類を、関係する法律について概観することにある。

2. 自動車分類に関する法令の体系と分類基準

自動車の分類に関する法律として、ここでは道路交通法、道路運送車両法及び道路法を取り上げた。これらの法律は、各々施行令や施行規則等を有しており、総論や主旨等の文章記述が中心となる法律は、施行令や施行規則等において、また必要に応じ新たな令や規則を制定し、数値等を用い実務での運用を可能なものとしている。対象とした3つの法律と関係する令及び

表一 法律の種類

道路交通法（第三条）	道路運送車両法（第三条）	道路法（第二条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法施行規則（第二条） ・ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（第二条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法施行規則（第二条） ・ 自動車登録規則（第十三条） ・ 自動車抵当法（第2条ただし書き） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路構造令（第四条） ・ 車両制限令（第三条）



図一 各法律による自動車の分類

規則を表一に、各法律による自動車分類の関係を図一に示す。

○道路交通法（昭和35年1公布）

道路交通法第三条で6つの車種名が示され、施行規則でその分類基準が示されている。この法律での分類基準は、「車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさ」である。ここで原動機の大きさは総排気量（単位リットル）である。また「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の中で、交通規制の対象となる車種分類が更に12種類示されている。この分類の内容は、「普乗」や「大貨」等機能を表すものであるが、明確な定義がないため、規制の実効性が確保しにくいことは先に述べたとおりである。

○道路運送車両法（昭和26年公布）

車両分類の基本は道路運送車両法である。この法律の分類基準は、「自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力」である。道路交通法の分類に、原動機の種類即ち燃料の種類が加わっている点が異なる。また自動車の用途を分類する場合、自動車登録

番号標（道路運送車両法施行規則第十一条）に記される分類番号による区分も一般的であるが、これはあくまでも自動車の登録のための分類であり、これによる交通規制も無理がある。

○道路法（昭和27年公布）

この法律での自動車の分類は明確であり、道路構造令で4つの設計車両の物理諸元が示されている。この法律では自動車の用途はあまり問題とならない。

3. その他の自動車分類

自動車税の税率は、道路運送車両法の車種分類を基本に自動車は約80種に区分され、その基準は、①車種、②営業用・自家用の別、③総排気量（L）、④最大積載量（t）、⑤乗車定員（人）等である。

高速道路の料金車種区分は、道路運送車両法での自動車登録番号標の分類番号を基本に、料金負担の公平性、利用者にとっての分かり易さ等を考慮し再分類されている。

4. まとめ

この研究は未だ試論の段階であり、問題の明確化や対策案の提示には至っていない。今後は法律や実務のより一層の理解と共に、街路のアクセス機能に関する具体的施策の中で、道路管理及び交通管理上の必要な車種分類を考えたい。

参考文献

- (1) 交通制度研究会：交通小六法、大成出版社、2004年8月20日